

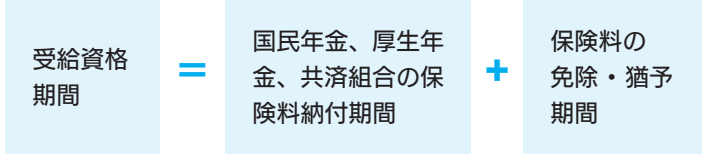
# 国民年金保険料の納付が困難になったら

# 免除・猶予の申請を

国民年金課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112



国民年金を受給するためには、受給資格期間が10年以上必要です。未納期間は受給資格期間に反映されません。何らかの事情で納付が困難になったときは、未納のままにせず、保険料の免除・猶予を申請ください。



猶予

50歳未満の申請者とその配偶者の所得が基準以下であれば、保険料の納付が猶予されます（納付猶予）。

20歳以上の学生の場合は、在学中の保険料の納付が猶予されます（学生納付特例）。ただし、一定以上の所得がある学生は、猶予できないことがあります。

納付猶予、学生納付特例は、10年以内に追納がなければ、年金受給額に反映されません。

免除

申請者とその配偶者、世帯主それぞれの前年所得（申請月によっては前々年所得）が基準以下であれば、所得に応じて保険料が一部または全額免除されます。

一部免除（4分の3、半額、4分の1）の場合、減額された残りの保険料を納付しないと、全額未納として受給資格期間に反映されません。

免除区分や期間に応じて、年金受給額は減額されますので、ご注意ください。

老齢基礎年金の減額

老齢基礎年金額は、保険料を40年間納めた場合の満額が780,900円（令和3年度）です。しかし、未納や免除・納付猶予などの期間がある場合、その月数に応じて減額されます。

保険料の追納

国民年金保険料は通常、納期から2年を過ぎると納付できなくなりませんが、免除・猶予を受けた期間が10年以内であれば、保険料を後で納付することができます（追納制度）。

納付月から2年を過ぎた場合、次年度から加算金がかかります。

免除・猶予の申請

前年度に申請した人も改めて申請が必要です（全額免除または納付猶予に当てはまり、継続を希望していた人を除く）。過去の未納期間も申請できる場合があります。必要書類など、詳しくは国保・年金係へお問い合わせください。

# 国保保険証と減額認定証が新しくなります

福岡県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証



有効期限 令和3年7月31日  
発効期日 令和2年8月1日  
記号中央A 番号11111111

氏名 国保 一郎  
生年月日 昭和21年1月1日 性別 男  
適用開始年月日 平成29年4月1日 負担割合 2割  
交付年月日 令和2年8月1日

世帯主氏名 国保 太郎

住所 福岡県A市B町1丁目2番345号  
中央マンション 601号室

保険者番号 900010交付者名A市

現在お持ちの保険証・認定証の有効期限

**令和3年7月31日(土)**

## 国民健康保険被保険者証

8月1日から使える新しい保険証は、7月中に簡易書留で発送します。ただし、国民健康保険税の滞納があると、新しい保険証を送付できない場合があります。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

医療保険が適用となる高額な治療を受けている人で、引き続き認定証の交付を希望する人は、以下のものをお持ちのうえ国保・年金係で申請ください。


印かん、国民健康保険被保険者証、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの、届出人の本人確認書類

# 後期高齢者保険証と減額認定証が新しくなります

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和3年7月31日  
交付年月日 令和2年8月1日

被保険者番号	01234567		
被 保 険 者	住所	八女郡広川町大字1804番地1	
	氏名	広川 まち子	女
	生年月日	昭和12年3月4日	
	資格取得年月日	平成24年3月4日	
	発効期日	令和2年8月1日	
	一部負担金の割合	1割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3940	福岡県後期高齢者医療広域連合	



新しい保険証は **むらさき色** です！

現在お持ちの保険証・認定証の有効期限

**令和3年7月31日(土)**

## 後期高齢者医療被保険者証

8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に発送します。ただし、後期高齢者医療保険料の滞納があると、通常より短い有効期間の保険証を窓口でお受け取りいただく場合があります。

自己負担割合をご確認ください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

8月1日から使える新しい認定証は、7月下旬、保険証とは別に発送します。新たに認定証の交付を希望する人は国保・年金係で申請ください。

保険証・認定証に関するお問い合わせは、住民課国保・年金係（☎0943-32-1112）まで